

監 第 52 号

令和8年8月18日

吉川市長 中原 恵人 様

吉川市監査委員 高橋俊文



吉川市監査委員 中嶋通治



令和7年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計経営健全化審査
意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定
により審査に付された資金不足比率について審査をしたので、次のとおり意見書を提出します。

令和7年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

令和7年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の年月日

令和8年7月1日（水）から令和8年8月13日（木）

第3 審査の概要

この経営健全化審査は、吉川市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和7年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20%

※資金不足比率について、資金不足額がないため「—」と表示している。

第5 審査の内容

令和7年度決算数値等から積算した結果、資金不足の状況ではなかったことから、資金不足比率はないという結果になった。この結果は、経営健全化計画の策定が必要となる経営健全化基準値20%を超えないことから、良好な状態にあると認められる。